

軽自動車税（種別割）課税免除申告書（商品車）

年 月 日

西宮市長 殿

【申告者】 住所又は所在地
(納税義務者) 氏名又は名称
担当者氏名(法人のみ)
個人番号又は法人番号
電 話 番 号
古物商許可番号 第.....号

下記の車両は、西宮市市税条例第 62 条第 1 項に規定する「商品であつて使用しない軽自動車等」に該当しますので、当該年度分の軽自動車税（種別割）の課税免除を申告します。

※ 2 枚以上ある場合は、1 枚目のみ上記を記入してください。

枚目中 枚目

No.	車両番号	取得年月日	取得時における 走行距離	賦課期日(4/1) 現在の走行距離	走行距離の差
例	神戸 123 あ 4567	平成 30 年 1 月 1 日	50 km	51 km	1 km
1		平・令 年 月 日	km	km	km
2		平・令 年 月 日	km	km	km
3		平・令 年 月 日	km	km	km
4		平・令 年 月 日	km	km	km
5		平・令 年 月 日	km	km	km
6		平・令 年 月 日	km	km	km
7		平・令 年 月 日	km	km	km
8		平・令 年 月 日	km	km	km
9		平・令 年 月 日	km	km	km
10		平・令 年 月 日	km	km	km

【添付書類】

- 古物商許可証の写し
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- 古物台帳の写し
- 申告者の本人確認書類（法人の場合は担当者のも）※郵送の場合は写し
- 賦課期日現在の走行距離が分かる走行メーターの写真

【申告者本人確認書類】 運転免許証 マイナンバーカード 在留カード・特別永住者証明書 障害者手帳
 健康保険証 学生証(写真有) その他 ()

<裏面もご確認ください。>

1 課税免除対象となる軽自動車等

次の要件をすべて満たす車両が対象です。

- (1) 4輪、3輪、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車であること
- (2) 販売を目的として取得し、保有していること
- (3) 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- (4) 取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km未満であること
- (5) 賦課期日現在において、当該車両の所有者及び使用者並びに中古車両を販売することを業とする者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けた者）が同一人であること
- (6) 古物台帳に対象車両の記載があること

2 申告に必要なもの

- (1) 軽自動車税（種別割）課税免除申告書（商品車）
- (2) 古物商許可証（同法第5条第2項に規定する許可証をいう。）の写し
- (3) 自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）、軽自動車届出済証の写し
- (4) 古物台帳（同法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録したもの）の写し
※対象車両にアンダーラインを引いて下さい
- (5) 賦課期日現在の走行距離が分かる走行メーターの写真
※(3)の裏面に添付してください。
- (6) 申告者の本人確認書類（法人の場合は担当者のもの）※郵送の場合は写し

3 申告期間 ※ 4/2以降に取得された軽自動車等については、翌年度に申告してください。

4月1日から納期限まで（郵送の場合は消印有効）申告できますが、できる限り4月15日までに申告してください。

4 その他

- (1) 課税免除（商品車）できるのは、当該年度のみです。翌年度も要件に該当する場合は、再度申告してください。
- (2) 虚偽又は不正な手段により課税免除を受けたことが判明した場合、課税免除の決定を取消しします。
- (3) 課税免除に係る申告内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行います。

5 窓口・お問合せ先 ※ 郵送による提出も可能です。

西宮市役所税務管理課 軽自動車税チーム

電話番号：0798-35-3209

所在地：〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号